

事業活動温暖化対策計画書制度 Q & A

■ 対象事業者の要件

□ 原油換算エネルギー使用量が年間 1500 k l 以上の事業者に関する事項

Q 1 県条例を遵守するため、エネルギーを使用する事業者は、いつから何を行えばよいか。

A 1 平成 27 年度からの計画の場合、事業者が神奈川県に設置しているすべての事業所における平成 26 年度（平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）のエネルギー使用量（原油換算値）が、合計で 1,500kl 以上であれば、県条例の特定大規模事業者該当しますので、まず、県内での事業活動で使用しているエネルギー使用量を把握することが必要です。1 年間のエネルギー使用量が 1500 k l 以上となった事業者の方は、平成 27 年 7 月末までに、事業活動温暖化対策計画書の提出が必要になります。

Q 2 事業者としてエネルギー使用量を把握する範囲はどこまでが対象となるのか。

A 2 本社、工場、支店、研究所、営業所など事業者が神奈川県内に設置しているすべての事業所が対象となります。

Q 3 同一敷地内にグループ会社を含む複数の別会社がある場合、条例の取り扱いはどうなるか。

A 3 原則として、計画書の作成は、法人単位で行っていただくことになります。ただし、別の法人であっても省エネ法で地縁的に一体性のある事業者として条件を満たし、併せて定期報告等を行っている場合には、県条例の扱いについても同様とします。

Q 4 社員が 1 名の小さな事業所も含めてエネルギー使用量を把握しなければならないのか。

A 4 神奈川県内に設置している事業所であれば、社員が配置されていない事業所であっても、また、エネルギー使用量が微量であっても、特定大規模事業者該当するかどうかのエネルギー使用量の算定の対象になります。

Q 5 当社は同一敷地内に工場と研究所を設置しているが、事業部門が違うため、（生産部門と研究部門縦割りの関係）行政等の対応は別々に行っている。県内には、この工場しかないが、条例の手続きは、工場・研究所別々に計画書を提出してよいか。

A 5 県条例では、「事業者単位」で計画書の策定をしていただくこととしておりますので、計画書は、工場と研究所をまとめて 1 つご提出いただくこととなります。省エネ法と同様の考え方です。

Q 6 省エネ法では、地方公共団体の教育関係の設備は、教育関係部署で管理するなど、エネルギー管理の区分により、申請者を分けているが、県の条例はどうか。

A 6 地方自治体等の公的機関の取り扱いについては、平成 21 年 4 月 28 日付け資源エネルギー庁省エネルギー対策課通知により、エネルギーの管理権原を踏まえて、知事の範囲、公営事業者の範囲などを明確にしており、県条例も省エネ法と同様の考え方とします。

Q 7 船舶で海域調査を行っているが、どのような扱いになるか。

A 7 船舶は、対象外です。

Q 8 社員食堂、研修所、保養所で使用したエネルギーは対象になるのか。

A 8 社員食堂、研修所、保養所などの社員の「福利厚生」に供している施設は、対象になります。

Q 9 社宅、社員寮で使用したエネルギーは対象になるのか。

A 9 住居部分及びその共用部分は、対象にはなりません。

Q 10 テナントビルにおいて、オーナー、テナントはそれぞれどういった範囲のエネルギー使用量を算定するのか。

A 10 オーナーは、テナントがエネルギー管理権原を有している設備以外のエネルギー使用量について算定する必要があります。一方、テナントは、エネルギー管理権原の有無にかかわらず、テナント専用部にかかるエネルギー使用量（テナントがエネルギー管理権原を有する設備、オーナーがエネルギー管理権原を有する空調・照明など）をすべて算定する必要があります。

Q 11 エネルギー管理権原を有しているとは、どのような状態をいうのか。

A 11 設備の設置・管理権限を有し、かつ、当該設備のエネルギー使用量が計量器等により特定できる状態にあることをいいます。

Q 12 ビル内にテナントとして事務所を設置している。ビルのエレベーターやホール、トイレ等の共用部の使用エネルギーは、テナントの使用エネルギーとして算定する必要があるのか？

A 12 条例の対象事業者のエネルギー使用量の算定方法については、省エネ法に準じた取扱いを行うこととしており、テナントは、テナント専用部の全てのエネルギー使用量について算定しますが、共用部のエネルギー使用量は、オーナーが算定することになりますので、テナントのエネルギー使用量として算定する必要はありません。

Q 13 テナント専用部のエネルギー使用量について、テナントが個別に把握していない場合、テナントはどのように対応すればよいか。

A 13 テナント専用部のエネルギー使用量は、オーナーからテナント毎に伝えることが重要であり、オーナーは可能な範囲で対応することが望めます。なお、テナント専用部のエネルギー使用量については、テナント単位で計量されていないことが多いことから、オーナーにおいて合理的な手法により推計を用いてテナント側に情報提供を行ってもよいこととします。また、オーナーからテナントに情報提供がない場合には、テナントのみで推計した値をエネルギー使用量として算入してもよいこととします。

Q 14 テナント専用部における推計手法とはどういったものが考えられるのか。

A 14 推計手法はあくまで事業者がその状況に応じ、適切かつ合理的な計算方法を選択することとなります。空調エネルギーにおける推計手法として考えられるものは、

- ①テナントの活動情報を考慮して案分する手法
- ②テナントの面積を用いて案分する手法
- ③類似の業態のテナントの原単位を用いて算出する手法

などが考えられます。

Q 15 県内の住宅展示場などにモデルハウスを複数設置している。モデルハウスの使用エネルギーも事務所の使用エネルギーとして合算するのか。

A 15 モデルハウスで使用するエネルギーについても、常設して展示している場合には、事務所のエネルギーと合算して算定します。

Q 16 工事現場や仮設展示場などで使用したエネルギーは、対象になるのか。

A 16 工事現場、マンション販売のための仮設展示場、仮設興行小屋（劇団小屋、サーカス小屋）等といった、特定の区画において継続的に事業活動を行う事業所に該当しないものについては、対象外となります。

□ 自動車を 100 台以上使用する事業者に関する事項

Q 17 自動車 100 台以上を使用する事業者とあるが、従業員が通勤に使用する自動車を含むものと考えてよいか。

A 17 従業員の方が通勤に使用している自動車は、対象とはなりません。

Q 18 自動車からの排出量はどのように算定するのか。

A 18 自動車で使用した燃料使用量に「エネルギーの種類ごとの単位発熱量（指針別表第 1）」と「エネルギーの種類ごとの二酸化炭素の排出係数（指針別表第 2）」を乗じて算定します。

Q19 工事作業所で使用しているホイールクレーンなどの自動車は、対象となるのか。

A19 ホイールクレーンなどの特殊自動車は、対象外となります。

Q20 リースにより使用している場合や運送業者に委託している場合、その自動車は対象になるのか。

A20 リース車については、1年以上の契約期間を有する自動車を対象とします。また、貨物の運送を委託している場合には、その自動車については、対象にはなりません。

Q21 省エネ法では、3000万トンキロを超えて配送している荷主が定期報告書等の作成の対象となっているが、県条例では、荷主も自動車の使用者に含まれるのか？

A21 県条例では、使用者とは、自動車を直接使用している者を指しておりますので、輸送を委託している荷主は、対象にはなりません。

■ 計画書等の作成に関する事項

□ 計画書等の届出等に関する事項

Q22 事業者の名称等については、県外の本社社長、本社所在地でもよいのか。連絡先は神奈川県内にある事業所の実務担当者でよいのか。

A22 代表者や本社の所在地が県外にある場合には、その所在地を記入してください。また、「連絡先」は、本計画書の内容に関して県からお伺いする場合の問い合わせ先のこと、計画書の作成に携わった方の部署名を記入してください。この場合にも、神奈川県内にある事業所に限定していただく必要はありません。

Q23 本社が東京にあり、工場が神奈川県内にある場合、計画書の提出者名は工場長でもよいのか。

A23 計画書は、事業者単位で作成していただくものであり、代表取締役など法人を代表する方が提出者となります。なお、計画書の届出の権限を代表権がある方以外の方に委任されている場合、委任状の添付があれば、委任の関係が続く限り、以後、受任者名で提出することができます。

Q24 計画書の提出後、エネルギー使用量や自動車台数が対象要件を下回った場合、どのような扱いになるのか。

A24 計画書の提出後に対象要件を下回った場合、提出された計画書は、任意提出された計画書とみなされることとなります。この場合、計画を中止する意向があれば、中止届を提出するとともに、中止届の提出から90日以内に結果報告書の提出が必要です。なお、その後、再び対象要件に達した場合には、改めて計画書の提出が必要となります。

□ 計画書等の内容に関する事項

Q25 一酸化二窒素などのエネルギー起源の二酸化炭素以外の温室効果ガスは削減しなくてよいのか。

A25 県の計画書制度で計画的に削減対策に取り組んでいただく温室効果ガスは、エネルギー起源の二酸化炭素としております。なお、その他の温室効果ガスの削減も重要でありますので、これらの温室効果ガスについての削減の取組を実施している場合には、計画書の「温室効果ガスの排出の抑制に寄与する製品の開発その他温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組」等の欄に記載していただくこととしております。

Q26 第1号様式第2面の「事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減を図るための基本方針」は、事業者としての方針を記載するのか、神奈川県内にある事業所の方針を記載するのか。

A26 県の計画書制度は、事業者として県内で事業活動を行っている工場等全体の計画を提出していただく制度ですので、原則として県内の工場等又は事業活動で使用している自動車から排出される温室効果ガスの削減に関する方針を記載していただくこととなりますが、県外にも事業展開をしている事業者であって、事業者全体の統一した方針がある場合には、その内容を記載いただいても構いません。

Q27 第1号様式（第3面）「設置しているすべての工場等におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出削減の目標等」の「設置しているすべての工場」とは、神奈川県内の事業所の集計でよいのか、神奈川県外も含む全ての事業所も指すのか？

A27 この項目は、県外にも事業展開をしている事業者の方が、事業者全体の取組の目標等を作成している場合に、記載していただくもので、「設置しているすべての工場」とは、神奈川県外も含む全ての事業所を指します。この欄は、任意で記載していただくものであり、県内だけではなく、国内全体の事業所の取組状況を記載していただくものです。

Q28 神奈川県地球温暖化対策推進条例が施行され、計画書を県に報告する義務が発生するが、弊社は第1種エネルギー管理指定工場として省エネ法に従って毎年、関東経済産業局に報告している。その報告書で代用できるのか。

A28 県条例の事業活動温暖化対策計画書は、省エネ法の定期報告書や中長期計画書と制度や目的、様式が異なりますので、そのまま代用することはできませんが、添付資料として提出していただく「基準排出量の算定の根拠を明らかにする書類」については、省エネ法の定期報告書の特定第12表（横浜市及び川崎市を除いた神奈川県の区域のみで事業活動を行っている場合）、エネルギー管理指定工場がある場合には、指定第9表の写しで代用することができます。（排出状況報告書及び結果報告書を除く）

Q 29 県内の工場等で使用するエネルギーが、原油換算で 1,500kl 未満でも自動車を 100 台以上使用する事業者の場合は、工場等の計画も立てる必要があるのか。

A 29 自動車の使用台数の要件だけに該当する場合は、工場等に関する計画を策定する必要はありません。逆の場合も同様です。

Q 30 第 3 号該当（自動車 100 台以上使用）の事業者で、軽自動車や自動二輪車等の算定の対象とならない自動車の燃料は、計画から除いてよいか。

A 30 除外してください。なお、計画の対象となる自動車との区分けができない場合には、全ての自動車の燃料を対象とした計画を立てていただいても結構です。

Q 31 工場等のエネルギー使用量には、トラック用の軽油を含めるのか。

A 31 トラックの燃料は、自動車を 100 台以上使用する事業者の場合に、自動車の計画に算入することになりますので、工場等のエネルギー使用量には含めません。（ただし、工場の敷地内のみで使用する自動車については Q 33 を参照ください）

Q 32 エネルギーの集計方法であるが、期間は 1 年間としているが、自動車を使用するガソリンの量など、きっちり把握することが難しい場合があるが、この場合、どのように把握すればよいか。

A 32 改正省エネ法では、例えば、電気の使用量については、検針日が月末最終日でないために、年度単位の正確な使用量の把握が困難な場合は、4 月 1 日以降の直近の検針日から 3 月 1 日以降の直近の検針日までに示された 12 ヶ月分の電気の使用量を 1 年間の使用量として算入することを認めています。自動車についてもこの考え方を参考にし、給油した日の伝票の日付で 1 年間の使用量を算定してください。

Q 33 工場内で使用しているフォークリフトの燃料使用量は、自動車の燃料として算定するのか。

A 33 フォークリフト等工場等の敷地内で使用する自動車については、自動車に関する計画の対象自動車ではありませんので、自動車の燃料使用量には算定しませんが、フォークリフトの燃料使用量は、工場等におけるエネルギー使用量として算定します。

Q 34 基準年度は、どのように考えればよいか。

A 34 基準年度は、計画期間の開始年度の前年度であり、平成 27 年度に提出していただく計画書については平成 26 年度となります。

基準排出量は原則としてこの平成 26 年度の排出量となりますが、平成 26 年度の排出量が平年と大きく乖離しているような場合には、平成 24～26 年度の 3 年間の平均排出量を基準排出量に設定することができます。

Q 35 基準排出量を設定するための基準年度について、1990 年を基準とすることも可能か。

A 35 基準年度は計画書を作成する前年度となりますので、1990 年を基準年度に設定することはできません。

Q 36 基準排出量について、基準年度を含む 3 年間の平均とすることができるとなっているが、事業者の判断で実施してよいのか。

A 36 基準排出量の特例は、基準年度の事業活動が平年に比べて著しく増加あるいは減少した場合など、削減目標を設定する際の基準年度とすることが著しく不合理である場合の措置ですので、こうした対応をする場合には、計画書の提出に当たり、根拠資料等を提示してください。

Q 37 電気の排出係数は、指針によれば電気事業者から供給された電気を使用している場合は、環境大臣及び経済産業大臣が公表する電気事業者ごとの排出係数を使用するとある。係数には、「実排出係数」と「調整後排出係数」の 2 種類あるが、どう扱うのか。

A 37 計画書には、工場等（総括票（県内の事業者全体分）、個別票（エネルギー管理指定工場分））及び自動車に関する内容を記載していただきますが、工場等における個別票については、「実排出係数」を用いた算定結果を、工場等における総括票については、「実排出係数」と「調整後排出係数」の 2 種類の数値を用いた算定結果を記載していただきます。また、自動車については、電気自動車を使用している場合で、「実排出係数」と「調整後排出係数」を用いた有効数字処理後の算定結果に差がでた場合には、2 種類の数値を併記していただきます。

なお、県では、事業者の皆さんの計画書の作成を支援するため、エネルギー使用量を入力すれば、自動的に排出量が算定される支援ツールをホームページで提供します。

Q 38 削減目標について、3 年間の計画を立てた場合、1 年目と 2 年目は排出量が増加しても、3 年目で目標を達成すればよいのか。

A 38 この制度は、計画の最終年度に目標を達成するように計画を策定していただきますので、中間年の排出量で目標の達成状況を判断するものではありません。

なお、1 年目及び 2 年目の排出量の状況については、毎年提出していただく排出状況報告書の中で、排出状況や目標達成の見通しについて記載していただきます。

Q 39 テナントについては、エネルギー管理権原のない部分についても削減目標の対象に含めるのか。

A 39 テナントについては、エネルギー管理権原の有無に関わらず専用部のエネルギー使用に伴う排出量について、削減目標を設定し、対策を進めていただくこととなります。

Q 40 「設置しているすべての工場等におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標等」（全社目標）の欄は空欄でもいいのか。

A 40 この欄は、県外にも事業展開しているような事業者の方が、事業者全体の取組の目標を作成している場合に記載していただくもので、任意記載ですので、空欄でも差し支えありません。

Q 41 工場と研究所が同一敷地内にあり、エネルギー利用に一体性がある場合、計画書はどのように作成するのか。

A 41 ひとつの事業所として作成していただきます。

Q 42 工場等と自動車とともに計画書の対象となる場合、目標は合わせて立てればよいのか。

A 42 工場等の計画と自動車の計画は、別々に立てていただくこととなりますので、削減目標も別に設定していただくこととなります。

Q 43 地域貢献について、対象とする地域は神奈川県内と考えてよいのか。

A 43 そのとおりです。なお、地域貢献の具体例は、ホームページの「記載の手引き」にお示ししております。

Q 44 排出量の算定の根拠に関する添付書類について、県が示した標準的な様式でなくても算定の根拠が示せば認めてもらえるのか。

A 44 独自の様式で算定の根拠をお示ししていただければ、県が示した標準的な様式でなくても構いません。

Q 45 廃止、休止、変更の届出はどのような場合に行うのか。

A 45 廃止届は、転出や閉鎖により県内の事業所がなくなってしまう場合。休止届は、工場の一時的な閉鎖など県内の事業所の事業活動が一時的に休止する場合。変更届は、会社名や本社所在地の変更があった場合など※に提出をいただきます。なお、目標についての変更は、届出によるものではなく、結果報告書で説明していただくこととしております。

※法人代表者の変更は、平成 24 年 6 月 1 日から届出不要。

■ 適用除外（横浜市・川崎市の制度との関係）

Q 46 当社は、横浜市、横須賀市及び茅ヶ崎市に工場や研究所を設置している。横浜市は県条例の適用を除外されているので、県条例の対象となるかを判断するためのエネルギー使用量や自動車使用台数は、横浜市を除いた事業所の分で行って良いのか。

A 46 県条例の大規模特定事業者に該当するかどうかを判断するためのエネルギー使用量や自動車の使用台数は、県内のすべての工場等（この事例の場合は、横浜市も含める）の実績をもとに判断します。

なお、計画の対象については、横浜市を除く横須賀市及び茅ヶ崎市の事業所について記載し、提出していただくことになります。

Q 47 横浜市に本社があり、横浜市内で事業活動をおこなっている特定大規模事業者に相当する事業者だが、横浜市においても同様の制度がある。この場合、県条例と市条例のどちらか一方の適用を受けるのか、または両方の適用受けるのか。

A 47 支社を含め、横浜市内にしか事業所がなければ、横浜市の制度に基づき、計画書を横浜市にのみ提出していただくことになります。

Q 48 当社は藤沢市と横浜市に工場等を設置しているが、横浜市内にのみエネルギー管理指定工場がある場合、計画書の個別票の提出が必要になるのか。また、排出状況報告書と結果報告書でこのエネルギー管理指定工場の報告が必要となるか。

A 48 エネルギー管理指定工場が適用除外区域（横浜市・川崎市）にある場合については、県への個別票の提出は不要です。また、適用除外区域を除いた区域の事業所のエネルギー使用量が小さく、計画がたてにくい場合は、適用除外区域にあるエネルギー管理指定工場を含めた計画を立てていただいても結構です。この場合も個別票の提出は不要です。

Q 49 適用除外の特例について、自動車はどう扱うのか。また、工場等の適用除外の特例の15kl未満の工場等というのは、小さな事業所のトータルの数値なのか。

A 49 自動車については、適用除外の特例は設けておりません。

また、15klの数値は、事業所ごとのエネルギー使用量として設定しており、適用除外の事業所以外の事業所（横浜市、川崎市以外の事業所）がすべて15kl未満であれば計画書の提出の必要はありません。ただし、一つでも、15kl以上の事業所があれば、計画書を提出していただくことになります。

Q 50 エネルギー管理指定工場の一覧には、横浜市や川崎市にある事業所も記入する必要があるのか。

A 50 適用を除外された地域の事業所については、記載の必要はありません。

■ 計画書の実効性を担保するための措置に関する事項

Q51 指導助言の規定はあるが、立入検査はあるのか。

A51 条例には、立入検査の規定はありません。指導・助言は、計画書を提出していただく窓口において実施するもののほか、必要に応じて現場で確認させていただく「現地指導」も想定しています。なお、現地指導は、事前にご相談させていただいた上で、実施いたします。